

令和元年度 第1回蕨市地域自立支援協議会 議事録

日時 令和元年10月30日(水)

午後2時00分～午後3時45分

会場 総合社会福祉センター 3階 第2集会室

<出席者> (敬称略)

委員：鹿子木 順子(会長) 島崎 利行(副会長) 矢作 哲 金子 雅裕
山寺 緒乃津 高垣 由美子 栗原 理恵 筑波 優子
米山 由美子 望月 勇志 柿沼 正二 田辺 靖爾 小川 君子
池上 早苗 保坂 淳

事務局：関 久徳(健康福祉部長) 安治 直尚(福祉総務課長)
佐藤 則之(福祉総務課長補佐) 稲川 亜希子(障害者福祉係主任主事)
石丸 岳広(保健センター所長) 朝倉 久美子(保健センター保健指導係長)
伊藤 沙保里(保健センター保健師)
大楢 モヨ子(障害者福祉センタードリーマ松原副所長)
金谷 徳英(障害者福祉センタードリーマ松原相談支援専門員)

1. 開会

2. 会長挨拶

割愛

事務局：議題に入る前に資料の確認を行う。南部保健所よりご出席頂いていた斎藤委員に代わり筑波委員が入る。

3. 議題

(1) 令和元年度上半期事業報告について

事務局：基幹相談支援センターの事業報告で、計画と報告を兼ねさせて頂く。部会については各部会長からの報告をお願いする。

相談支援部会長：相談支援部会の開催については、令和元年5月14日から令和元年9月10日までの3回開催した。第1回目の5月14日の部会は、部会員13名で開催。議題については、「相談支援事業所の新規受け入れ状況について」、「事業所一覧表の活用方法と情報提供の仕方による報酬改定に関わる加算の種類と請求方法について」、「今年度の相

談支援部会で取り上げる地域定着の進め方について」、また地域生活支援拠点についてのグループワークを行っている。2回目の7月9日は、部会員13名で開催。議題については地域事業所の紹介として、「放課後等デイサービス ヒーローズ蕨教室」、「放課後等デイサービス ブルースター」、「就労移行支援事業所 ディーキャリア蕨オフィス」の新しく立ち上がった3事業所を紹介した。また前回に引き続き「地域受け入れ状況について」、「報酬体系の加算の共有について」、「地域生活支援拠点について」の報告を行った。3回目の9月10日の部会では部会員15名で開催。冒頭では令和3年度より戸田翔陽高校敷地内に開校予定の埼玉県南部地域特別支援学校の説明を頂き、議題については前回に引き続き相談支援事業所の新規受け入れの状況把握を行い、就学前障害児に係る児童発達支援等の利用者負担無償化の確認を行った。そして地域生活支援拠点についてはグループワークを行い、前回カテゴリー分けをした項目の中で具体的に組み組めることの検討をした。その他、来年度未就学者検診における配慮事項について、地域生活支援拠点における24時間相談受付について、医療的ケア児等コーディネーター養成研修についてを話し合った。

事務局：相談支援部会の補足だが、今後の予定としては11月までは地域生活支援拠点の話で、具体的に緊急時の受け入れ態勢作りをメインにすぐにでも組み組める方法等を取り上げて、緊急時が起こった時に生かせるものを1つでも作りたい。ただ、蕨市ならではの部分もあるので土地や金銭的な問題とかいろいろ含めて今現在組み組めることを具体的に絞り込んでいきたい。年明け2回については後程、基幹の別の職員が報告するがミニ勉強会を積み重ねようと思う。相談支援専門員の資質の向上に繋がることが狙いとなる。相談支援部会は以上。引き続き権利擁護部会の部会長より願います。

権利擁護部会長：開催は例年通り年3回。残りが来年2月25日。今まで通り権利擁護部会の大きな柱の一つは障害者福祉係、保健センターが扱っている蕨市の障害児・者への虐待から権利擁護、障害者差別に関するケースの支援を報告して頂いて権利擁護部会の構成員で共有し内容を把握して、それぞれの専門的な立場から意見交換をする。

もう一つ昨年から権利擁護部会で大事にしているのが支援者の虐待。出来れば支援者にもこの辺のアンテナを立てて頂きたいという思いがある。昨年の勉強会は蕨市の障害者施設の職員を対象に「支援者の不適切な対応」というテーマで社会福祉士会の成年後見部門の方をお呼びして学習会を行った。また、より身近な民生委員さんにもご協力を頂き、虐待防止と差別解消のパンフレットにより構成員が民生委員の会議に出向いて説明に上がることを継続していきたい。今後この部会で大きなテーマになることは、平成28年に始まった成年後見制度の利用促進法を蕨市でどのように行っていくかということ、今までの成年後見制度をより利用しやすく今までの課題をどんな風に解消していくかが今回の法律で出ている。少なくとも中核機関、後見制度、権利擁護について市できちんと話し合う場を作らなくてはならない。実際どのように取り組んでいくのかということ、市に伺ったところ研究中とのことだったので、この辺りが大きな課題にな

ってくる。私どもも権利擁護部会の中でお手伝いできることもあると思うし、たくさんの会議を立ち上げなくてはならない昨今なので、そういう中でこの小さな蕨市がどんな会議をこれから作っていくのかというのが課題だ。引き続き今年度も勉強会をしていく。

事務局：地域ネット支援部会第1回目の開催が7月24日で予定よりも遅くなった都合で自立協の開催が遅くなり申し訳なかった。次に、基幹センター支援業務のところの説明に入る。1.訪問相談に関しては事業所の後方支援ということで事業所回りを想定したものだったが、蕨市内が狭く事業所もあまりないというところで基幹としてケースの後方支援をしているが事業所の訪問は行っていない。ただ、訪問相談は引き続き行いたいと思っている。新規の相談支援事業所の立ち上げの部分で、蕨市の場合はセルフプラン無しの全部が計画作成となると今ある事業所だけだと厳しくなっているので、気持ちのある余力のある事業所さんがあれば立ち上げの支援を行政と一緒に行っていけたらと思う。具体的なものは決まっていないので新規の事業所さん、我こそはというところがあればお声を掛けて頂きたい。埼玉県内の他市町村の基幹の話聞いても行政と一緒にやっていると聞いている。ノウハウ等はいくらでも持ってこられると思うがまだ手が挙がっていない状態だが、相談支援事業所は必要。ここは課題として残しておきたい。2.その他の部分で、①虐待防止センターについては受付業務を委託しているというところで、受付の段階で今年度は基幹相談センターとして入ったものはない。ただ虐待案件としては行政と一緒に支援をしているケースがある。後程行政から報告があるのでご参照頂きたい。②基幹相談支援センター主催の研修会については各部会毎にということでそれぞれミニ勉強会をということで先ほどお伝えしたが、後程別の職員より報告する。③その他の部分は、基幹相談支援センターとして県内の相談支援事業所の集まり等で講師や発表を頼まれることがある。今年度協力しているのが相談支援従事者初任者研修演習講師で私は3回目と、今年度からは基幹職員の金谷が講師の手伝いに入り、来年度より講師となる予定。お手伝いすることにより県内の相談支援の流れが分かる。我々相談支援専門員が教える立場になるため、改めて勉強をすることにより、新しい知識を持ち帰ることができるので他相談支援事業所の後方支援、市内の相談支援事業所のスキルアップに繋がる。そのため我々基幹職員が積極的に行っている。2点目、相談支援従事者現任研修の演習講師の依頼も入っている。現任研修とは初任者研修を受けて5年以内に受けないと資格が失効するため受講する研修。こちらの演習講師も依頼が来ており、前向きに検討したいと思っている。地域の要になる基幹相談支援センターなので、大きく変わりつつある現任研修のやり方等を蕨に持ち帰り、受講する前に相談支援専門員の方々に現任研修の流れをお伝えすることが出来る。さらに我々基幹相談支援センター職員のスキルアップにも繋がると思う。あとは、総合相談支援体制を見据えてというところで地域包括や生活自立相談支援センターとの連携も、社協内で徐々に取りつつある。特に第1地域包括とは月1回勉強会を始めた。何を目的にしているかということ、8050。地域包括で入っ

ていたご家庭で50代の引きこもりのお子さんがいてその方の支援を基幹もしくは相談支援センターでお願いしますと言った時に、うちは忙しいから出来ないではなくて、一緒に入り連携することにより業務もスムーズに進み、利用者も一回の面談で支援が進んでいく。介護保険のことは知らない、障害福祉サービス、計画相談のことは知らないといふとなかなか仕事が進まないで、前段階としてお互いを知るための勉強会も進めている。現在、ドリーマで取り組んでいるものが上手くいくようなら市内の相談支援事業所でも連携できるような仕組みを作りたいと考えている。

事務局：研修についてお知らせする。相談支援部会の方では相談支援専門員の資質向上を目的として研修を行いたい。具体的には決まっていない。グループスーパービジョンという利用者の強みに着目したアセスメントを基にグループで支援方針のアイデアを出していくという手法があるので検討したり、部会員の方から薬についての勉強をしたいという意見も出ている。発達障害等でお子様の段階によって薬を飲まれている方や、精神状態によって薬を多く飲まれている方がいるが、相談支援専門員も薬の知識が必要だという観点からこちらの研修も検討している。あとは精神障害分野として、地域包括ケアシステムの構築ということで主に医療と福祉の連携をどのように高めていくかという地域としての課題もあるので、その研修もどこかの段階でしたいと思う。権利擁護部会については先ほど部会長から話があった通り、昨年度は不適切な関りの研修を行った。今年度も市内の事業所の職員を対象に権利擁護の意識を高めるような研修を行って行きたいと考えている。最後に地域ネット支援部会ということで新しく立ち上がった部会がある。地域課題を話し合うワーキンググループと児童を対象にしたワーキンググループがある。まだ部会として走り出したばかりなので具体的な研修は決まっていない。大きなテーマとして、蕨としてどのような地域課題があるかというのを整理していく必要があると考えている。その辺の地域診断の手法を高めるような研修は今後行っていきたい。

委員：確認だが、相談支援専門員というのはサービスと利用計画を立てる資格をお持ちの方をいうのか。ここに書かれている方の他にもいるのか。所属団体が書いてあるが、計画を立てる事業所は他にもあるのかを確認したい。

事務局：相談支援専門員の資格は特定相談、サービスを利用するための計画を作成できる職員となる。資格を取っていない場合も全く関われないのではなく相談支援員として相談支援専門員の指導の下、一緒に計画を立てて、資格が取れた段階で独り立ちする。ドリーマでもそういう形で資格を取ってきた職員が何人かいる。取るために相談の仕事は何年やらないとならない等、分野によっても異なるが、相談支援専門員の資格を取りやすいようにしているが、実際県内でも相談支援専門員は不足している。私は初任研のお手伝いをしているが、たくさんの人に取ってもらっているのにどこに行ってしまうのかなというところ。介護保険のケアマネさんはたくさんいると思うが、障害の計画を立てる相談支援専門員はまだまだ少ない。相談支援部会の中に相談支援

専門員の名簿があるが、このほかにも市内には資格を取られている方が何人かいる。部会の会員となると、その事業所から全員出られているところもあるし、ドリーマのように必ず出る職員が部会員になっているところもある。蕨市内の事業所はドリーマ松原、糸ぐるま、まゆコム。フォーシーズン四季、ほほえみ、ねこの手は戸田、川口になる。蕨市内の事業所で計画を立てていきたいが受けられない場合は、フォーシーズン四季、ほほえみ、ねこの手をお願いする。今のところ蕨市内の計画を立てられる事業所はこれだけとなる。施設入所されている方は、施設内に相談支援事業所があって、受けますよと言ってきて、ご家族、本人の同意があれば、他市町村の相談支援事業所が受けてくれる場合がある。

委員：学校の先生は相談支援の方とはあまり密な相談をすることは少ないが、本校は5者面談を夏休みに、本人、保護者、役所のワーカーさん、相談支援の方で行う。卒業後のサービスの利用に向けて、お子さんによって手続きが異なるのでその確認を行う。あとは、学校だけではうまくいかないケースについては支援会議に同席してもらっている。

事務局：新しい事業所についてだが、放課後等デイサービスについて、まずブルースターが錦商事の上に来た。もう一つ、ヒーローズは北小の裏に来た。就労移行支援の事業所が、蕨駅西口に就労移行支援事業所ディーキャリアが出来た。そこは発達障害の方対象。テキストがありグループワークでマナーやセルフコントロール等基礎的なことを学んでいる。期間は2年間。10月に児童発達支援でリタリコという事業所が出来ている。

(2) 地域ネット支援部会について

事務局：今年度7月24日に1回目の部会を開催している。冒頭の話に戻り私の方からもお詫びしたいが、自立支援協議会を10月末としていたが遅くなり申し訳なかった。昨年度、開催が3月末ということで、4、5月開催も可能だったが地域ネット支援部会の立ち上げに時間がかかり7月に開催した関係でその報告も併せてこの時期になってしまった。以前からお話していたとおり、今までも様々な課題に対して柔軟に議論していたが新たな課題が出ているので今一度整理して検討する部会の必要性が求められていた。相談支援部会、権利擁護部会は長い期間やっているが、固定されたメンバーというところもあり、資料2「自立支援協議会設置要綱」第2条第1項に関係機関によるネットワークの構築に関するところがあるが、このネットワークの構築を更に強化する必要性があるところから支援部会を設立したということと、第1期の障害児福祉計画の4番で説明するところだが、医療的ケア児の協議の場の設置が求められていた。また、枠にとらわれずに障害児や障害のある方の課題をきちんと完結するための協議を行うことを目的として新たに部会を設立したということ。部会で実際どのようなことを行っているかを説明する。

事務局：地域ネット支援部会が立ち上がるまでの経緯だが、障害者のネットワーク会議を長年、蕨独自の会議として行ってきたが、ネットワーク会議も良いが、公的な話し合いの場として医療的ケア児の問題やその他もろもろの問題があり、もし立ち上げるならば最後の部会で、色々なことが話し合えるものがよいということで長い間計画を練り、7月24日に部会までたどり着いた。本来の目標は「ネットワーク作りと学びの場」。学ぶということに関しては例えば平成27年度では介護保険との連携で65歳になったときにスムーズに申請できるようにというところを学んだり、保健センターによる障害児に向けての母子保健事業の説明、どのような検診があって、保健センターが障害のありそうなお子さんをどのようにピックアップしているのかということ学んだり、翌年からは障害児というところの原点となるが、島崎先生にあすなろ学園の説明をして頂いたり、来ていただいた方に蕨市の課題を出してもらったり、少人数のグループで議論し発表することを行った。あとは障害児の就学で、当時の学校教育課の方に説明をしてもらった。障害のあるお子さんと就学前健診を受ける辺りからどのように分かれていくのか、どういう風に支援級に入ったり特学に入るのかということ教えて頂いた。翌年の平成29年度も障害児に関する事例を通した関係機関による多角的検討ということでグループワークを行ったが、教育、医療、福祉の各分野の方を割り当ててそれぞれのグループに入ってもらっていろいろ話し合いをしていく。更に福祉の分野から専門家、コメンテーターにも参加頂いた。蕨だということが出来るといことを第3者からまとめて頂いた。平成30年度は医療的ケアについて話し合う場が必要ということで、医療的ケア児の実践報告、教育、医療、福祉それぞれの分野の方に来て頂いた。蕨市内で医療的ケア児の計画支援をやっている相談支援専門員はあまりいないが、1つ例を出して実際に皆さんがどういう関りをしているのかというのをパネルディスカッション的に発表して頂き、ネットワーク会議の参加メンバーがグループワークで自分たちだったらどういった支援ができるかということ話を話した。引き続き、今年度は新しく地域ネット支援部会に繋げている。蕨は狭い市なので部会がいくつもあっても仕方ないということで、資料7の図を見て頂きたいが自立支援協議会の下に相談支援部会、権利擁護部会、地域ネット支援部会となっているが、相談支援部会、権利擁護部会については内容通りの部会になっている。地域ネット支援部会はいろいろなものを詰め込みたかったのでワーキンググループという形を取らせて頂くことにより、その時に必要な課題を検討する場を提供する形になっている。今年度はまず、医療的ケアのことを話し合うワーキンググループの場の立ち上げと、今後どのようなワーキンググループを作ったらよいのかという諸課題を検討するワーキンググループ、この2つを立ち上げる予定。多分、自立協が終わった後、年内には医療的ケアのワーキンググループを立ち上げることが出来たらいいと思う。地域ネット支援部会の特徴としては、部会同士を繋げるという意味もあり、横の繋がり、縦の繋がりというところがある。例えば地域ネット支援部会の諸課題を

検討するとき、ある課題が出て、それは権利擁護部会で話し合ったらどうかということになったら権利擁護部会に振る。それは相談支援部会がよいとなれば相談支援部会に振るという形で、横の繋がりも大切にしていこうと思う。今後の見立てについては、ずっと残っていくワーキンググループもあるし、役割を終えて終了するワーキンググループも出てくると思う。蕨の中でどんなワーキンググループを今後立ち上げることが出来るのか。蕨には就労支援センターもあるので就労のことを話し合うワーキンググループや、先程も新規の事業所がいくつか立ち上がっているということで施設の職員さんを集めて事業所連絡会など、そんなワーキンググループだとすぐ出来るのかなと想像している。今年度7月に行われた地域ネット支援部会だが、こちらは部会員の名簿を参照して頂いて、この方達に事務局の職員が加わる形で、全体会で10名程度の参加者。ワーキンググループで5名程度の参加者。どちらも参加者が活発に話せるような会を目指している。地域ネット支援部会の全体会としては自立協のイメージと一緒に年度初めと年度終わりに開催。その途中にワーキンググループが活動する。第1回の全体会に関しては上手く説明できていないが、この図からイメージの共有が出来ればと思う。柔軟性のある部会なので、部会員の皆様が全員理解していないと行きつく先がどんどん変わってしまうのでイメージの共有をさせて頂いて、これから先は臨機応変に動く。全体会は大事なものになる。今年度は7月に全体会を行っているので、次は年度末に行う。その間に、医療的ケア児の話し合いをするワーキンググループと諸課題の方のワーキンググループを、あまり我々の負担がなく準備出来る場を作る事を目標にしながら、必要なことは話し合える場を提供していくというところを目標に動き始めたところ。

委員：僕が感じたのは繋がるだとか、それぞれの施設で抱えきれないくらいの問題を抱えている事がとても多くて、今悩んでいるのが、まゆコムさんや市の方に相談しているが、お母さんが入院し父子家庭状態になったお子さんをどう登園させるかという問題に対しても、みんなが繋がって支援をしていかないと、その子の発達の支援が出来ない。それぞれが繋がっていくという意識を持って支援していかないと上手くいかない。そのお子さんや家族のQOLが保てない。以前、中国人のご家庭が帰国した際に重積発作を起こし医療的ケア児になってしまったことがあり、今後どうしようかという状態になった時、医療支援の提供だけではなく、訪問してお母さんの話し相手になるとか、遊びの保証をするとか、様々な支援が地域でも必要になっている。支援対象のことを考えて色々と繋がりながら支援していく必要がある。障害を持っているお子さんだけではなく、家族など構成員一人一人がすごく負担を背負ってしまって生きづらくなってしまいうということを感じる事が多く、課題も多いと思う。発達障害に関して犯罪とか適切な対応をしないと非行で触法少年となってしまうし、非常に幅広い課題がある認識を持ち、支援していかなくてはならないと思う。それを整理しつつ、人同士が繋がらないと上手くいかないという観点から、顔が見えやすい蕨だ

からこそ相談しやすい、助けてと言える、そういう部会になったらよいと考えている。

委員：学校はスクールソーシャルワーカーが入りながら諸機関と連携していく。先生だけだとどこに相談したらよいのか分からない。支援部会によって顔見知りになり、ちょっとした相談をさせて頂く手段、場所となるといいと思う。多様化していて今までの認識では上手くいかなかったり急を要する場合があるので良いと思う。

委員：この図の中で、未就学児から 65 歳までの障害者となっているが何故か。

事務局：介護保険が利用できるのが 65 歳以上ということで、その後も介護保険の自立判定が出る方は障害のサービスの担当となるので、65 歳だからもう支援しませんというのではなくて人によってなので大まかに 65 歳までとしている。

部会長：介護保険についてうまく浸透していない。65 歳で打ち切られてしまうと思っている方も多い。その辺りの説明をきちんとして頂けると高齢化した時に不安ではないのかなと思う。

部会長：医療的ケアというのが全国的にすごく課題になっている。医療的ケアのお子さんというのは痰を吸引することを学校の先生は出来ないということがあり、そういうことが出来る学校に通わなくてはいけない。通学に 2～3 時間かかり大変。ショートステイも医療的ケア児は見てもらえないことが多い。にじの杜も基本的に医療的ケア児は受けられない。浣腸だとか体に関する事が発生すると受けしてもらえない。そういうお子さんはお母さんも疲れてしまう。たまにはショートステイしたいと思っても受けられなくて、この近辺にはないので熊谷まで 2 時間かけて連れて行って、行く途中で具合が悪くなり、この状態では受けられませんと言われてそのまま帰ってくる。そういったこともたくさんあるので、そういう時はこういうショートが使えますよというようなことが浸透すればお子さん本人もお母さんも楽になるのかなと思う。

(3) 障害者虐待事例及び障害者差別解消に関する事例報告について

事務局：今年度、障害者差別解消法に係る新たな相談は現時点で 0 件。昨年度から報告させて頂いている中学生の子を持つ親については発達障害があり障害特性上領収書等の管理が出来ないことから医療費の償還絡みの請求手続きが難しいため支援してほしいとの相談については昨年度同様相談支援事業所の相談支援専門員による定期面談を現在も実施しており当初より変わらず継続して支援を行っている。次に障害者虐待報告事例についてだが、今年度新規案件は 1 件、昨年度からの継続案件 1 件の、合計 2 件。新規の案件については、今年度 4 月、放課後等デイサービス事業所の職員から通所児童の体に大きな痣があるとの身体的虐待の相談が児童福祉課に入った。障害児通所施設に通所している児童ということで、福祉総務課に同行依頼があった。児童の状況確認したところ、脛と腹に痣を確認。その子どもが通っている小学校支援級の担任に確認したところ、痣には気が付かなかったとのこと。本児童は重度の知的障害があり、発語はあるがコミュニケーションは取れず、質問に対しては全て「はい。」

で返す。「バットで叩かれたの？」と聞くと、「バット、バット」と繰り返し言う。福祉総務課が行った事実確認では、その日に家庭に戻しても生命危機はないと判断をした。その後母親は警察にも相談に行ったが、警察に被害届を出すと事件の扱いになるため支援級の児童、保護者、放課後等デイサービスの児童や従業員、全ての人に聞き取りを行うことになるが大丈夫かと言われ、児童の今後の通学、通所を考え被害届の提出は断念した。課題としては、痣がついた場所が家庭か、学校か事業所かというところが特定できていないところであるため、現状として福祉総務課、放課後等デイサービスの事業所、教育委員会、小学校で常時見守り体制を整えており、学校や事業所で身体のチェックを毎日行っている。一方どちらの機関からも現在まで痣などの情報は上がっていない。2件目は昨年度報告した養護者による知的障害者への身体的虐待。知的障害の兄に対し、養護者の弟が虐待をした事案。昨年度までの概況は平日日中通っている事業所から身体的虐待との通報があり、事実確認を行った結果、虐待であると認定した。その日の夜から数日間、本人と養護者の生活を分離させたが、養護者の心理的負担も減り落ち着きを取り戻すことができ、本人も自宅に帰ることを希望したため、一度在宅に戻し、養護者と一緒に生活をし定期的に状況を確認していた。在宅に戻り4か月が経過した頃、本人がインフルエンザに罹患したことがきっかけで本人の精神状態が良くない状態になり医療保護入院となった。昨年度はここまで。その後の報告を続ける。今年度4月に入り、本人の状態が極めて良好になり笑顔が見られるようになったため病院から退院の打診を受け退院した。養護者である弟が入所を望んでいることと、在宅での弟と本人と一緒に過ごす時間を減らす事を目的とし、ゴールデンウィーク中に施設の体験、見学をするために、相談支援事業所の専門員が体験可能な施設を探し、日程調整を行った。しかし、在宅中に不穏な行動をした本人に対して弟が「ぶち殺す」などの発言を外部に漏らし即日保護した。その後グループホームに短期入所しながら空きのあるホームを探し体験入所となったが、本人の状態が極めて悪く、便失禁、徘徊が常時ありグループホームとの本契約には至らなかった。その後ショートステイを専門に行う事業所に転居した。入居当初は便失禁、徘徊、窓からの脱走、早朝に抜け出し警察に保護されるなど問題行動が多数見られたが、現在は便失禁も無くなり、先日訪問した際には在宅で地域活動支援センターに通っていた頃のように満面の笑顔で迎えてくれた。弟との生活を分離したことで身体への虐待も無くなり本人の生活状況、精神状況が落ち着きを取り戻したように思う。現在の課題として、本人の状態は良くなっているが、金銭的な問題が浮上している。本人の金銭管理は養護者である弟が管理しており、現在の入居費用や福祉サービス利用料は滞りなく支払いが行われている。しかし、本人に少しでもお小遣いを渡してほしいと言うと拒否されている。在宅で一緒に生活をしていた際に弟の財布から頻繁にお金を盗み出していたので罰が必要だと言う。今後、障害者入所施設への入所となると、本人に後見人を付けることが施設からの条件となる。それを弟に伝えたところ、「通帳は絶対に

渡さない。自分の生活はどうなる。どうなってもいいのか。死ねと言っているのか」と声を荒げ、机をバンバン叩く等の行為が見られた。先日も市役所にいらした際に、年金は本人しか使えないのかという話の流れになったので、同一生計であれば生活費として使えるとの話しをしたところ、それならば今すぐ兄を連れ戻すと大きな声で、カウンターを叩くなどされた。現在、相談支援事業所と話し合いを重ねており、身体的虐待から経済的虐待に切り替えて、完全分離する方向で準備を進めている。

委員：虐待の具体的な話を聞いて、親の立場で養護するのと、兄弟の立場で養護するのでは違うと感じた。成年後見を促進していくという話もあったが、親御さんの後見として差し迫った方は多いのかなと思うが、親御さんの場合の難しさと、兄弟の場合の難しさとがあるなと思う。

委員：経済的虐待については子どもには罪はなく、親が年金を使い切ってしまうという事例があった。いろいろな問題を抱えていると思う。

委員：障害を持つ方が家族にいる場合、兄弟だと親とは違う考え方になり、面倒をみていけなくてはとか、どうしても思ってしまう。

委員：例えば身体の方で寝たきりになり、一人で世話をしている奥さんが疲れてくる。そうすると、サービス支援員に早く死んでくれればいいのかになって言ってしまう。そういうのも虐待なのだろう。精神の方では、お母さんと暮らしている方で近くに弟さん夫婦が住んでいる。お母さんが高齢なので、お母さんが亡くなった後は施設に入ると言われている。先日、グループホームの見学に行ったが、いざ入るとなるとグループホームに入るしかないのかなとなった。

委員：子どもが親の年金を使い込んでいる事例で、2件成年後見をやっている。2件とも年金の口座を別に作って、どちらも子どもには直接お会いしていないが書面にて口座を別に作り、あなたの口座には振り込まれないということを説明した。専門家が手紙を書いているからかも知れないがその後特に嫌がらせなどもない。後見人は専門家に頼むと変わることもあるかもしれない。現在の事例の兄弟の話と結び付く話で、以前からの課題だと常に思っているが、聴覚障害の妹さんのいる3歳くらいのお兄ちゃんがその子の介護に時間がかかるから妹がいなくなっちゃえばいいのにと言った。母親は、障害を持った兄弟に寄り添ってほしいという兄弟像を持つが兄弟としては甘えたいけど弱音を吐けないとか、大きくなった時に親に負担を掛けたくないから遠くの大学ではなく近くの大学を選ぼうとか、いろんな葛藤を抱えて兄弟は過ごしているのかなということ考えた時に、アメリカや欧米だと兄弟専用のレクリエーションやプログラムが進んでいるが、自分たちの施設でやるというのはすごいことだと思う。

部会長：友人の話だが、兄弟が3人いて2番目の子が障害。お母さんはどうしても下の子に構ってしまう。成人の時に、お母さんは私のことを一つも見てくれなかったと言われてしまった。大事にしなきゃいけないなと思うけど、なかなかできない。

委員：お母さんに抱っこしてもらっている写真がなかった。お母さんは障害の子で、

自分はお父さんに抱っこしてもらっているものばかり。それを大人になってお母さんに言ったら、お母さんはとてもショックだったらしい。

部会長：一番怖いのは抱えてしまう事。ここだったら愚痴を言ってもいいんだよとか、そういう場所があればいい。兄弟の会というのがあり、何で兄弟ばかり強いられるんだということで立ち上げたとのこと。今はちゃんと兄弟に向き合えている。きちんと話をして聞いてくれる場があるからこそ向き合えるのかなと思う。今後は是非、あすなろでも兄弟支援に取り組んでいきたいと考えている。

(4) 第5期障害福祉計画、第1期蕨市障害児福祉計画中間報告について

事務局：福祉施設の入所者の地域生活への移行が国からの課題というか目標値とし

て載っている。平成29年3月31日時点での入所者数は46名となっていた。移行の目標は2名となっていたが現在のところ1名の方が移行できている。身体障害の方が入所施設からグループホームに移行された。機能訓練のためのリハビリテーションセンターに入所していた障害の方も1名退所しているが、これも元々決まっているものなのでこの数には入れていない。次ページの障害福祉サービスの見込みでは、手帳の所持者数は各年度末の手帳の所持者数に載せた。知的障害の方が微増、精神障害の方がかなり伸びている。次に、①訪問系サービスというところで、見込み料とあるところは10月分のサービス利用者の数値になっている。こちらは100名の見込みとなっていたが、10月の利用者数は138名となっている。時間数は出すのが難しいので今回は載せていない。3ページの生活介護事業については利用者が伸びている。医療要介護については、10名いたが1名亡くなった。ショートステイについてはもう少し人数が増えるかと思っていたが、10月の利用者としては36名というところ。次に②の自立訓練だが、元々人数が少ないのだが、今生活訓練を利用されているのが3名。4ページは就労移行の人数となるが若干減っている。その代わり就労継続支援A型、B型については人数が増えている。就労定着支援は事業所自体がそんなにないのかなというところだったが、人数は増えている。(3) 居住計算率だが、グループホームは現在11名の方が利用している。施設入所支援に関しては平成30年10月時点で44名。次に自立生活援助だが、サービスを行う事業所が少ないというところで0名。そして計画相談支援のところだが、こちらは大人だけの数だが平成30年度末で380名。次に地域生活支援事業の見込みだが、相談に関してとなる。成年後見制度利用支援事業だが、2名だったところ福祉総務課の方で知的障害の方を30年度に支援した関係で1名増えている。次に日常生活の支援だが、手話通訳者の派遣事業というところで若干減っているがいつも医療行為で使われていた方が亡くなった。要約派遣事業については、30年度は減っているが今年度は増えている。手話通訳者養成事業については、29年度は講習を受ける方がいなかったが、30年、31年は利用あり。次に日常生活用

具給付等となるが、こちらはそれほど数が変わらない。次に③の移動支援事業だが、数値があるところは実際に移動支援事業を利用している。利用の時間と分けている。地域活動支援センターは微増。理解促進啓発事業については、今年度は11月17日に行われる事業と、権利擁護部会というところだが周知活動としてパンフレットを作り配布している。今年度については、ボランティアガイドヘルプという、市と団体の共同事業で、9月に3つの公民館で周知、啓発の体験をしてもらっている。その他の事業については、日中一時支援事業というところがあるが、スマイラ松原をはじめとする生活介護の事業所の制度が変わり、児童発達支援事業所や放課後等デイサービスの事業所の時間外に対する補助を開始したことから件数が伸びている。障害児支援の目標値というところで、あすなろ学園を中心に障害のある児童を支援することになっている。大体のところは出来ていて、保育士の訪問事業についてもあすなろ学園等で行っている。医療的ケア児が必要な支援を受けられるための協議の設置については、地域ネット支援部会を立ち上げている。次のページで、障害児のサービスが増えているというところで児童発達支援、未就学の対応施設となるが10月時点で35名が利用している。放課後等デイサービスの利用についても増えている。またサービスの利用に合わせて障害児相談支援というのはサービス利用計画の関係だがこちらも増えている。最後のページで発達障害の子どもへのサービスというところで、あすなろ学園が中核として地域体制を整備している。あと、医療的ケア児へのサービスのところで、コーディネーターの配置数というところで30年度は1名だが、昨年度は0名、今年度は2名の方が研修に参加して頂いている。協議の場としては先程も述べたが、重症心身障害の子どもに対する支援というところで国の計画の書き方で主に重症心身障害に対応する施設というところがある。

委員：4ページの就労支援のところだが、就労移行支援の数が減っているという話があったが、それと同時に定着支援が増えているという話があったので、この減ったというのは就職されたということか。

事務局：就労移行支援は使える年数が原則として2年ということで延長はできるが、そういうところも影響しているかもしれない。

委員：手帳の所持者数が2,800名だが、蕨はサービスを使う時の計画相談の支援として380名ということはサービスを使っていない人が大多数となるのか。

事務局：身体障害の方だとあまりサービスを使わない傾向があったり、サービス利用計画は相談利用支援の数が実際にサービスを使っている方になる。セルフプランで自分で計画を立てている方も15名程いる。

委員：ではサービスをご存じなく利用していないのではないということによろしいか。

部会長：計画相談を利用している立場として、蕨市には入所できる施設がないことがご家族にとっても大きな心配事だと感じている。ある家族団体は施設を作るための署名活動をしている。グループホームがすぐには出来なくても、入所施設の情報をきちんと

と持っていて、緊急時に計画相談の方と一緒にやっけて行くという体制を取らないと、家族も計画相談の事業所も潰れてしまうのではないかと思う。新しいグループホームが出来ているが軽度の障害の方が入るところだったなど、そういう情報も教えて頂けたらと思う。入所施設は国が認めないと作れないそうで、障害者団体で抗議書を上げるけれども、お金がかかってしまうため厳しい現状。グループホームであれば、多少経費が少なく済むため、グループホームをすすめているようだが、重度の方がなじまなかったり、支援員が少なかったり、グループホームにより様々な課題がある。親としてはとても心配で相談されていると思う。入所施設についても地域ネット支援部会のワーキンググループでも取り挙げて頂き、この繋がりを生かして頂けると良いと思う。

4. その他

事務局：先週の日曜日にふれあいピックがあった。そのご報告と皆様のご協力を、というところで説明する。年2回ふれあいピックがある。秋の秋季大会は楽しめる競技ということで県内の方たちが学校単位、事業所単位で集まっている。蕨市からは今年度4名参加の予定だったが、当日1名来られず3名参加となった。年々参加者が減っている。蕨の特徴として良いところは、市の職員が引率してくれて、参加者にはお弁当とお茶が支給されて、バスも出る。他の市町村は現地集合でお弁当も出ずというところもある。蕨は最初の頃からこの形でやってくれているので、人数が減ってしまうと、バスも出せなくなるとか、市の職員も頭を抱えている。ずっと就労支援センターも関わっていたが、就労の利用者も年々参加しなくなっている。出来れば市全体で盛り上げていきたい。来年度の自立協でお知らせしても良かったが申込期間が短いので、先に周知させて頂いて出来るだけ多くの方に参加して頂きたく報告する。ただ、参加される人数が増えても引率する方も増やさなくてはいけないので、その際にはその参加者が所属している事業所の職員にも参加協力して頂きたいと思う。私も数回参加しているが、今年改めて思ったことをこの場で伝えたい。利用者毎に特徴があり時間と場所を伝えても集合場所まで行けるとは限らず、誘導しなければならない利用者もいる。そういう点では日頃支援している事業所の職員が必要なのかなと思った。利用者はとても楽しまれており、利用者のいつもと違う顔を見ることが出来る貴重な機会。スポーツを通して、この人はこんなことも出来るということにも気づかされるので是非他の事業所の利用者にも参加してもらえたらと思う。事業所ごとの参加でも良いし、精神の方ならお一人で参加できると思う。10歳以上で県内在住、身体、知的、精神障害の方、種目により13歳以上の制限有り。今年だと受付期間が6月13日～7月4日となる。申込書の受付は障害者福祉係。

ふれあいピックの参加種目は、陸上競技は50m走、100m走があった。フライングディスク、ボッチャ、4面卓球バレーとは4チームが卓球の台を4つ繋げて3チー

ムを相手の失点を数えていくので面白い。勝っても負けても楽しい。毎年、熊谷で開催。ボッチャの体験スペースもある。

事務局：広報にも毎年載せているが、如何せん参加者が少ない。

部会長：是非、普及して参加者が増えてほしいと思う。

委員：バス代についてだが、支えあいの赤い羽根共同募金が財源となるので、出られる人は是非参加して頂きたい。

5. 閉会

以上を持ちまして閉会といたします。ありがとうございました。